第五条の二第一項第一号を次のように改める。

一　当該農業協同組合連合会が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法第七十二条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

イ　ロに掲げるもの以外のもの　健康保険法基準額（健康保険法第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額

ロ　医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）　健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

第六条第二号ニ及びホ中「、ロ又はハ」を「からハまで」に改め、同号ト中「、ロ、ハ又はニ」及び「、ロ、ハ及びニ」を「からニまで」に改め、同条第三号中「健康保険法第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下」を「次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額」に、「が同法」を「が健康保険法」に、「次号のイ」を「次号イ」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げるもの以外のもの　健康保険法基準額（健康保険法第七十六条第二項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。ロにおいて同じ。）その他これに準ずる額以下の額

ロ　医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）　健康保険法基準額に三を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものとして厚生労働大臣の証明を受けているもの

第六条第四号中「次の」を削り、同号ロ中「第十一条第二号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同条第六号中「、ヘ又はトに規定する」を「からトまでに掲げる」に改める。

第七条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「技芸教授業」を「収益事業の範囲」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「専攻科」を「別科」に、「修業期間」を「修業期間。次号において同じ。」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　その一年間の授業時間数（普通科、別科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの授業時間数。イにおいて同じ。）が六百八十時間以上であること（学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校の課程にあつては、次に掲げる当該課程の区分に応じそれぞれ次に定める事項に該当すること。）。

イ　学校教育法第百二十五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程又は一般課程　次に掲げる学科の区分に応じそれぞれ次に定める事項に該当すること。

(1)　昼間学科（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第一号（学科）に規定する昼間学科をいう。ロ(1)において同じ。）　その一年間の授業時間数が八百時間以上であること。

(2)　夜間等学科（専修学校設置基準第四条第一項第二号に規定する夜間等学科をいう。ロ(2)において同じ。）　その一年間の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。

(3)　通信制の学科（専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科をいう。ロ(2)において同じ。）　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が十七単位以上であること。

ロ　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が次に掲げる学科の区分に応じそれぞれ次に定める単位以上であること。

(1)　昼間学科　三十一単位

(2)　夜間等学科又は通信制の学科　十七単位

ハ　学校教育法第百二十五条の二第一項（専攻科）に規定する専攻科の課程　その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数で除して計算した単位数が三十一単位以上であること。

第七条第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第五号及び第六号中「行なわれ」を「行われ」に改める。

第十四条第五号中「坑道及び」を「坑道、」に、「鉱業権」を「減価償却資産の範囲」に、「除く。」を「除く。）及び貯留権」に、「に係る」を「及び貯留権に係る」に改める。

第二十二条の四第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション再生組合、同法第百十六条（マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、同法第百六十三条の二（マンション除却事業の実施）に規定するマンション除却組合」に改める。

第二十三条の二第一項第一号中「専攻科」を「別科」に改め、同項第二号中「授業時間数が千七百時間」を「単位数が六十二単位」に改める。

第二十三条の四を削る。

第二十四条第四号を次のように改める。

四　法第三十七条第五項に規定する公益信託の信託財産とするために寄附金を支出した場合　当該寄附金が当該公益信託に係る信託事務に関連する同項に規定する寄附金である旨の当該公益信託の受託者が証する書類